

茅ヶ崎市立病院診療案内作成業務委託企画提案用仕様書

1 業務の名称

茅ヶ崎市立病院診療案内作成業務

2 業務委託の目的

本業務は、市内外の医療機関等や地域住民から選ばれる医療機関となるため、茅ヶ崎市立病院（以下、「市立病院」という。）の各診療科における診療内容や実績、医師の紹介等を網羅した内容の診療案内を作成し、地域における基幹病院としての魅力をアピールすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年8月31日（水）まで

4 契約上限額

2,548,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託業務の内容

市立病院の診療案内の冊子を制作する。製作にあたっては、企画・打合せ・取材・写真撮影を行い、記事・構成・デザイン・レイアウトなど制作に必要な作業を含む業務を実施する。なお、以下（1）及び（2）の諸条件については現時点の想定であり、受託者からの提案内容に基づき、別途協議のうえ、最終決定するものとする。

（1）診療案内本冊

各診療科の診療内容や実績、医師の紹介等を掲載する。

なお、制作にあたっては、全体をとおして読みやすく親しみやすい誌面とすること。

また、市立病院のホームページ等を参考に、色合いのイメージを統一すること。

ア 規格

（ア）A4版

（イ）70頁程度

（ウ）フルカラー（ユニバーサルデザインを基本とする）

（エ）1,000部

イ 主な掲載内容

(ア) 表紙

表紙は思わず手に取りたくなるようなデザインとすること。

写真を使用する場合は、原則、受託者が撮影等を行い、その費用を負担する。

(イ) 病院長挨拶

市が提供するテキストを基に作成する。

病院長の写真を掲載することとし、使用する写真は、原則、受託者が撮影等を行い、その費用を負担する。

(ウ) 病院の基本理念・基本方針

市が提供するテキストを基に作成する。

(エ) 特集記事

市が提供するトピックスとなる題材を基に、受託者が医師等にインタビューを実施し、記事を作成する。必要に応じてインタビュー以外の手法も用いることとする。

写真を使用する場合は、原則、受託者が撮影等を行い、その費用を負担する。

(オ) 診療科の紹介

市が提供するテキスト（各診療科における診療内容・診療実績・医師一覧・外来スケジュール）を基に作成する。原則、診療科毎に見開き1頁とする。

医師一覧には写真を掲載し、使用する写真は、原則、受託者が撮影等（100名程度）を行い、その費用を負担する。

(カ) フロア案内・交通案内

市が提供する図面等を基に受託者が作成する。

(2) 診療案内別冊

救急診療に係る専用回線等、市立病院との連携に関する案内をまとめて分かりやすく掲載する。

なお、デザインや色合いなどは本冊と統一感のあるものとする。

ア 規格

(ア) A4 版

(イ) 10 頁程度

(ウ) 表紙：フルカラー、本文：2 色刷り（ユニバーサルデザインを基本とする）

(エ) 500 部

イ 主な掲載内容

(ア) 救急診察等の専用連絡先の案内

(イ) 各種予約や制度等の案内

(ウ) 各種連携用帳票の案内

(エ) その他医療機関との連携に必要な事項

6 スケジュール (予定)

令和 4 年 4 月 1 日	業務委託契約締結
4 月上旬	冊子企画・構成打合せ
4 月下旬～6 月	原稿作成・写真撮影・取材 (随時)
7 月	冊子編集・構成
8 月	冊子納品

7 業務の実施に係る基本的事項

(1) この業務を円滑に遂行するに当たり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を作成し、市の承認を得ること。

(2) この業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。また、業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

なお、受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を市に通知すること。

(3) 業務の遂行に当たっては、市と十分な打合せを行い、業務を誠実に履行するとともに、適切に進行管理を行うこと。また、打合せを行った際には、記録簿を作成し提出すること。

(4) 制作の途中段階からデザイン・文字・色校正のための校正刷りを適宜市に提出し、市からの指示に従うこと。

(5) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ、市の承諾を受けること。

市は、承諾に当たり、委託の範囲及び第三者の名称その他身元を明らかにする資料等の提出を求めることができる。

(6) 受託者は本業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めるこ

と。

8 成果品（提出書類）

納入する成果品は以下のとおりとする。なお、完成原稿は令和5年度以降も修正ができる形式とし、各印刷業者等が広範にわたって増刷業務に参加できるように、使用するフォントやデータ形式、納品データの状態に注意すること。

成果品項目	数量	サイズ等
1 茅ヶ崎市立病院診療案内（本冊）	1,000部	A4版
2 茅ヶ崎市立病院診療案内（別冊）	500部	A4版
3 1及び2の電子データ	2式	DVD-R
4 その他本業務により収集した資料	2式	DVD-R

9 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、市の検査を受けること。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

10 その他事項

- (1) この業務の実施に際して、成果品及び業務中における書類等に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。また、これらの成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。
- (2) 市が提供した情報及びこの業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、この業務の委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (4) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示にしたがい、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) その他、この業務の実施に際して、この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、速やかに市と受託者とで協議の上決定するものとする。